

NEW アセットチョイス

変額保険(終身型) / 変額保険(有期型)

商品の特徴

この保険は特別勘定の運用実績に応じて保険金額、解約払戻金額等が変動(増減)します。

特別勘定は投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されます。

運用対象である特別勘定は複数からご選択いただけます。ひとつの特別勘定で運用することも、複数の特別勘定を組み合わせることもできます。また、保険期間中に、特別勘定の種類や割合を変更(スイッチング)することができます。

死亡保険金・高度障害保険金は運用実績にかかわらず基本保険金額の100%が最低保証されます。

保険料の払込方法は月払、年払、半年払、一時払があります。

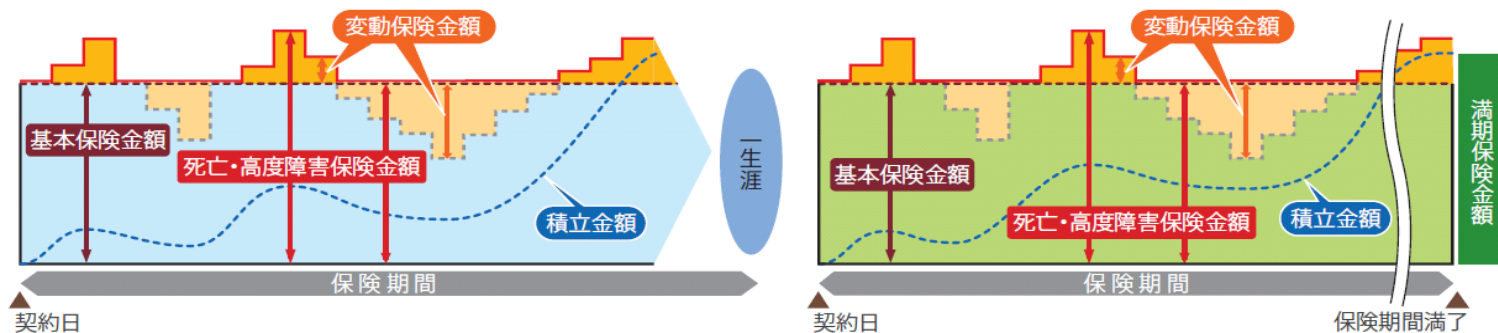
一生涯保障が続く「終身型」および保険期間が定められている「有期型」があります。「有期型」は保険期間満了時に被保険者が生存されていた場合、満期保険金をお受け取りいただけます。満期保険金は特別勘定の運用実績に応じて変動(増減)します。

商品のしくみ

[イメージ図]

変額保険(終身型)

変額保険(有期型)



※当図はイメージ図であり、将来の積立金額、死亡保険金額、満期保険金額等を保証するものではありません。
 ※実際の積立金額、死亡保険金額等は特別勘定の運用実績により変動(増減)します。
 ※当図は保険期間中に解約、基本保険金額の減額等がなかった場合のものであります。

投資リスクについて

この商品は、将来受け取る死亡保険金額、満期保険金額、解約払戻金額等が特別勘定の運用実績に基づいて増減するしくみの生命保険です。特別勘定は投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この商品には価格変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・金利変動リスク等の投資リスクがあります。そのため、株価や債券価格の下落・為替の変動等により、満期保険金、解約払戻金等のお受け取り金額が、お支払いいただいた保険料の合計額を下回る可能性があります。

特別勘定について

この商品には、複数の特別勘定が設定されています。

各特別勘定の種類、評価方法、運用方針など、資産運用に関する事項については「特別勘定のしおり」や「特別勘定レポート」をご参照ください。

保険金のお支払いについて

保険金の名称	お支払事由	お支払金額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中にお亡くなりになったとき	「基本保険金額」と「被保険者がお亡くなりになった日の属する月の変動保険金額*1」の合計額(基本保険金額を下回ることはありません)	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始時以後に生じた傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	「基本保険金額」と「被保険者が高度障害のお支払事由に該当した日の属する月の変動保険金額*1」の合計額(基本保険金額を下回ることはありません)	被保険者
満期保険金*2	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	保険期間満了時の特別勘定の積立金額(基本保険金額を下回ることがあります)	満期保険金受取人

*1 特別勘定の運用実績により毎月変動(増減)する保険金額で、前月末の積立金をもとに毎月1日にその月の変動保険金額が計算されます。

*2 満期保険金のお支払いは変額保険(有期型)に限ります。変額保険(終身型)には満期保険金のお支払いはありません。

保険金をお支払できない場合について

責任開始時の属する日から被保険者が2年以内に自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなどは、死亡保険金のお支払いができません。

保険料の払込免除について

被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の障害状態に該当したときは、将来の保険料の払込みを免除します。

解約払戻金について

お支払いいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持などに必要な費用に充てられます。また、保険料は特別勘定で運用されるため解約払戻金額は毎日変動します。したがって、解約の時期または運用実績によっては解約払戻金額が払込保険料を下回ることがあります。

諸費用について（この商品は、以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。）

【すべてのご契約者にご負担いただく費用】

項目	費用
保険関係費用	保険契約の締結・維持に必要な費用、死亡・高度障害保険金を支払うための費用、基本保険金額を最低保証するための費用 ※契約年齢等により契約ごとに異なるため、費用の合計額や上限額を表示することができません。
特別勘定運営費用	特別勘定の純資産総額に対して年率 0.2%
資産運用関係費用*	各特別勘定の投資対象の投資信託の純資産総額に対して上限年率 1.50% 程度 (各特別勘定によって異なります)

* 資産運用関係費用は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額より差し引かれます。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更等により将来変更される可能性があります。

【特定の取引のご契約者にご負担いただく費用】

項目	内容	費用
貸付利息	契約者貸付を受けたとき	貸付金額に対して年率 4%

付加できる特約について

この保険は次の特約が付加できます。

年金支払特約	死亡保険金・満期保険金について、一括でのお支払いに代えて年金でお支払いする特約です。
年金移行特約	変額保険(終身型)契約の全部または一部について、将来の死亡保険金および高度障害保険金のお支払いに代えて年金をお支払いする特約です。
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

主な送付書類と送付時期


- 「ご契約状況のお知らせ」……………年4回、1・4・7・10月に郵送いたします。
 ※1月1日、4月1日、10月1日時点の情報についてはハガキ、
 7月1日時点の情報については、封書でお届けいたします。
- 「特別勘定の現況」……………年1回、7月の「ご契約状況のお知らせ」と合わせて郵送いたします。

上記送付書類の種類および内容については将来変更される可能性がありますのでご了承ください。

ご契約者さま専用テレホンサービス

ご契約内容・各種手続きに関するお問い合わせは

ご契約者さま専用テレホンサービス

 0120-155-730

受付時間：月～金/9:00～17:00(祝日、12月31日～1月3日を除く)

お問い合わせの際は、証券番号が分かる「保険証券」等をあらかじめご用意のうえ、ご契約者さま本人よりお問い合わせください。

- この資料は、ご契約者さま向けに商品の概要をご説明したものです。
- 詳細につきましては、ご契約時にお渡ししております「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」等にてご確認ください。

募集代理店

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命